

特許庁委託事業

知的財産権から見るハイテク企業認定について
—ハイテク企業認定の核心的要素に関する分析—

2020年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

北京事務所

知的財産権部

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、特許庁の委託を受けて日本貿易振興機構（ジェトロ）が嘉権専利商標事務所の協力のもと作成したものであり、調査後の法律改正などによって情報が変わる場合があります。掲載した情報・コメントはジェトロおよび嘉権専利商標事務所の判断によるものであり、情報の正確性や一般的な解釈がこのとおりでであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報等に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよび嘉権専利商標事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的な損害および利益の喪失について、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたかにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロまたは嘉権専利商標事務所が係る損害等の可能性を知らされていても同様とします。

〈目次〉

一、ハイテク企業の認定政策.....	1
1. 認定の根拠.....	1
2. 認定機構.....	1
3. ハイテク企業の定義.....	1
4. ハイテク分野.....	1
5. 認定の要件.....	1
6. 認定書類.....	2
7. 認定手続.....	4
8. 助成政策.....	4
9. ハイテク企業の認定を受ける意義.....	4
二、ハイテク企業認定の評価細則.....	5
1. 知的財産権（≦30点）.....	6
2. 科学技術成果の転化能力（≦30点）.....	7
3. 研究開発の運営管理水準（≦20点）.....	8
4. 企業の成長性（≦20点）.....	8
三、ハイテク企業認定の全体的指針及び策略.....	9
1. 知的財産権及び財務.....	9
2. 成果の転化及び運営管理体系.....	10
四、ハイテク企業認定の評価審査の核心的要素.....	10
1. 電子申請書類の形式完成度.....	10
2. 研究開発費用の審査.....	11
3. ハイテク製品（サービス）と知的財産権の関連性及びその進歩性.....	11
4. 研究開発者の学歴と職業資格の重要性.....	12
5. 研究開発プロジェクトの合理性.....	12
五、ハイテク企業の4つの項目の改善.....	13
1. 知的財産権.....	13
2. 財務成長性.....	13
3. 科学技術成果転化の改善.....	13
4. 研究開発の運営管理水準の改善.....	14
六、ハイテク企業の取消事由及び提言.....	15
1. ハイテク企業の取消事由.....	15
2. ハイテク企業のメンテナンス.....	17

七、 外資企業のハイテク企業認定に関する分析及び事例	17
1. 北京市、広東省、上海市等の地域におけるハイテク企業認定件数.....	17
2. 外資企業のハイテク企業認定に関する総合的な分析.....	22
3. 外資企業の知的財産権に関する分析	24
4. 事例 1：電子部品メーカー（日系企業）	25
5. 事例 2：ガス器具メーカー（日系企業）	26
6. 事例 3：電子回路基板メーカー（その他の外資企業）	27
7. 事例 4：環境技術企業（その他の外資企業）	28
8. 事例 5：潤滑油メーカー（その他の外資企業）	29

一、ハイテク企業の認定政策

1. 認定の根拠

- ① 「ハイテク企業認定管理弁法」(国科発火〔2016〕32号、以下「管理弁法」という)
- ② 「ハイテク企業認定管理作業手引」(国科発火〔2016〕195号、以下「作業手引」という)

2. 認定機構

各省、自治区、直轄市、計画単列市の科学技術行政管理部門が、同レベルの財政、税務部門と、ハイテク企業認定管理機構を設立する。

3. ハイテク企業の定義

「国家の重点的に支援するハイテク分野」(以下、「重点分野」という)において、継続的に研究開発及び技術成果の転化を行い、核心的な自主知的財産権を所有し、それに基づき経営活動を展開し、中国国内(香港、マカオ、台湾の地域を含まない)で、1年以上工商登録した企業を指す。

4. ハイテク分野

- ① 電子通信
- ② バイオと新医薬
- ③ 航空と宇宙飛行
- ④ 新材料
- ⑤ ハイテクサービス
- ⑥ 新エネルギー及び省エネ
- ⑦ 資源及び環境
- ⑧ 先進製造及び自動化

5. 認定の要件

ハイテク企業と認定されるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- ① 認定を申請するとき、企業の工商登録が1年以上経過していること、
- ② 企業が自主研究開発、譲受、受贈、合併等の方法を通じて、その主要製品(サービス)

- の核心的な役割を果たす技術について知的財産権を所有していること、
- ③ 企業の主要製品(サービス)の核心的な役割を果たす技術が、重点分野に属すること、
 - ④ 企業の研究開発及び関連技術イノベーション活動に従事する科学技術者の数が、当該企業の当該年度の従業員総数の10%を下回っていないこと、
 - ⑤ 企業の直近3年の会計年度(実際の経営期間が3年未満の場合、実際の経営期間で計算する。以下同じ)における研究開発費用の総額が同時期の売上総額に占める割合について、以下の要件を満たすこと、
 - i. 企業の直近の会計年度の売上が、5000万元(それを含む)を下回る場合、割合は、5%を下回ってはならない
 - ii. 企業の直近の会計年度の売上が、5000万元から2億元(それを含む)までの場合、割合は、4%を下回ってはならない
 - iii. 企業の直近の会計年度の売上が、2億元以上の場合、割合は、3%を下回ってはならない、
- なお、企業の中国国内で生じた研究開発費用の総額が、すべての研究開発費用総額に占める割合が、60%を下回っていないこと、
- ⑥ 直近の会計年度のハイテク製品(サービス)による収入が、企業の同時期の総収入に占める割合が、60%を下回っていないこと、
 - ⑦ 企業のイノベーション能力に関する評価について、関連する要件を満たすこと、
 - ⑧ 企業が認定を申請するまでの1年間において、重大な安全事故、品質事故又は環境違法行為がなかったこと。

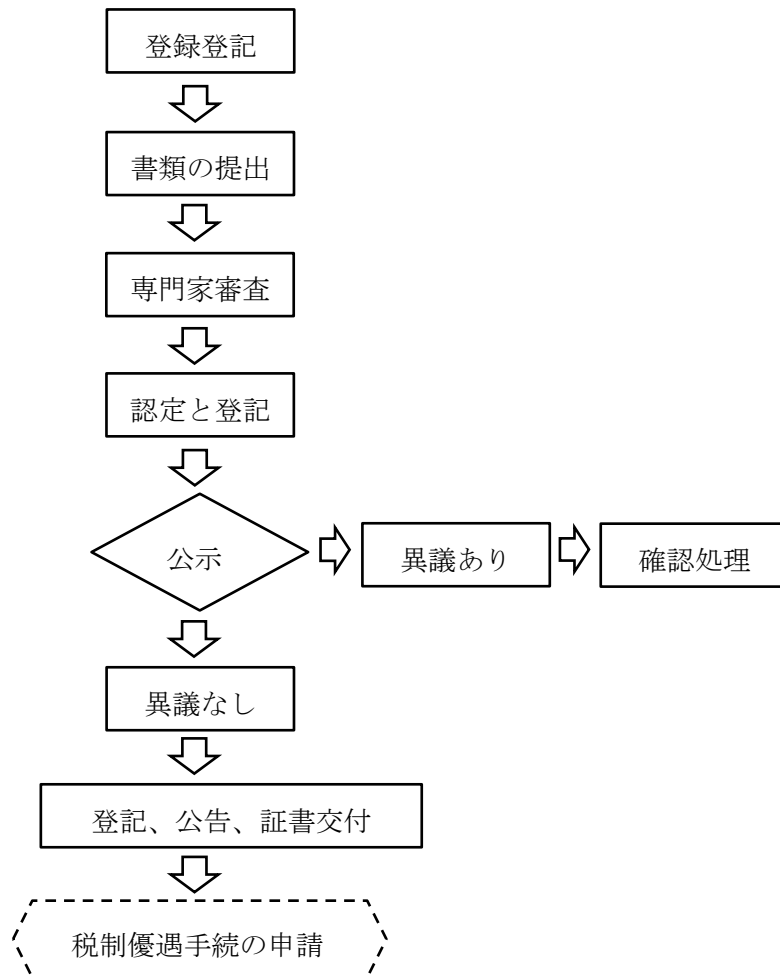
6. 認定書類

企業は、申請プラットフォームにおいて、ハイテク企業認定の申請要項に従い関係する申請情報を入力し、添付書類をアップロードする。現地の科学技術管理部門の審査を経てから、それらをプリントアウトして、以下の順で紙の申請書類を製本する。

- ① 「ハイテク企業認定申請書」
- ② 企業が法に基づき設立されたことを証明する関連工商登録登記書類
- ③ 直近の年度の3月、6月、9月、12月の計4月分における、個人所得税の納税者(正規雇用者)の合計人数を確認できるスクリーンショット又は社会保険費の納付人数に関する証明書類(合計人数が確認できるものであって、企業の印鑑を押印したもの)、当該企業の科学技術者の名簿であってそれぞれの業務担当を記載したものなど
- ④ 管轄税務機関の受付印が押印された、直近3年度分の企業所得税の年度納税報告書のメインシート及び付録シートの写し

- ⑤ 資格のある仲介機構の監査を経た、直近 3 年度分の（経営期間が 3 年未満の場合、実際の経営期間分の）企業の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算表、付録説明及び財務状況説明書を含む）
- ⑥ 直近 3 年度分の研究開発費用に関する特別会計監査報告書（経営期間が 3 年未満の場合、実際の年度会計監査報告書）及び直近の年度におけるハイテク製品（サービス）による収入に関する特別会計監査報告書
- ⑦ 研究開発活動に関する書類：プロジェクト名称やプロジェクト構成員を記載したプロジェクト実施決定書、中間検査報告書、終了検収報告書など
- ⑧ 有効な知的財産権に関する書類：知的財産権に関する登録証書又は登録通知書及び費用納付領収書。国家知識産権局等の公式ウェブサイトで公表された要旨。譲受、受贈、合併を通じて知的財産権を取得する場合、関係する管理機関による変更証明等の書類。知的財産権の権利者が複数いる場合、当該企業がこの知的財産権を用いてハイテク企業を申請することにその他の権利者が同意する声明書（すべての権利者の押印があるもの）。
- ⑨ 科学技術成果の転化に関する証明書類：成果の出所については、特許・実用新案・意匠、ノウハウ、プロジェクト実施決定書等。転化の結果については、製造許可書、新製品又は新技術の広範囲実用に関する証明、製品の品質検査報告書等。
- ⑩ 研究開発の運営管理水準に関する書類：研究開発の運営管理制度、研究開発資金の会計体制、研究開発機構の建設及び設備・施設、産業・学校・研究機構の協力活動の展開、成果転化の運営実施及び激励・奨励制度、イノベーション起業プラットフォームの設立状況、科学技術者の育成・研修、従業員の技術能力研修、優秀な人材の導入及び人材・業績の評価・奨励制度などに関するもの
- ⑪ 企業のハイテク製品（サービス）に関する書類：当該製品（サービス）がハイテク製品（サービス）と判断される根拠及び理由、ハイテク製品の核心的な技術の状況、製品の規格及び当該業界における進歩性、主なハイテク製品か否かなどを記載したものの
- ⑫ 特別会計監査報告書の末尾に付録として添付される、当該報告書を作成した仲介機構に関する証明書類：企業の研究開発費用やハイテク製品（サービス）収入に関する特別会計監査報告書を作成した仲介機構の営業許可書や資格証書の写し、当該仲介機構の従業員数の年間平均値や公認会計士数などを記載した証明書。

7. 認定手続



8. 助成政策

- ① ハイテク企業に対しては、企業所得税率を15%に引き下げて徴収する。
- ② 各地の政策に基づき、その他の助成を行う。

9. ハイテク企業の認定を受ける意義

(1) 企業における自主的な科学技術イノベーションの促進

イノベーションは、企業発展の原動力である。ハイテク企業認定政策は、企業における自

主的な科学技術イノベーションを誘導するためのものであって、認定に係る取り組みを通じて、企業がその産業構造を調整し、自主的で持続的なイノベーションの道を進み、イノベーションへの情熱を奨励し、科学技術イノベーションを促進する能力を高めていくことが期待できる。

(2) 企業ブランドイメージの強化

ハイテク企業に認定されることは、当該企業の責任者が強いイノベーション意識、高い市場開拓能力及び経営管理能力を持っていること、当該企業が、国が重点的に支援する成長性の高い企業であって、その潜在的な経済効果を期待することができるものであることを意味する。

(3) 税金減免待遇の享受

ハイテク企業に認定されると、その期間内において、法人税率が通常の 25%から 15%に引き下げられ、税金減免待遇を享受することができる。

(4) 企業の市場価値の増大

ハイテク企業に認定されることは、当該企業が当該分野において強いイノベーション能力、ハイテク開発能力を有することを示すものであり、企業の国内外市場の開拓の促進に寄与する。入札に応募する際も、企業にとってプラスの判断材料になることが期待できる。

(5) 企業の資本価値の増大

ハイテク企業に認定されることが、地方政府や業界団体が企業に実施する優遇政策や資金援助を受けるための要件となることがあるほか、認定を受けることで、投資機構からの投資や金融機構からの融資を受けやすくなることもあり、企業の産業化の加速に寄与し、資本価値を増大させることが期待できる。

二、ハイテク企業認定の評価細則

ハイテク企業認定は、100点を満点とし、合計得点が70点より高くないといけない(70点及びそれ以下は不可)。得点については、知的財産権、科学技術成果の転化能力、研究開発の運営管理水準、企業の成長性の4つの側面から評価される。具体的な点数の配分は、以下のとおりである。

番号	評価項目	点数
1	知的財産権	≦30
2	科学技術成果の転化能力	≦30
3	研究開発の運営管理水準	≦20
4	企業の成長性	≦20

1. 知的財産権（≦30点）

技術の専門家によって、企業の知的財産権について、その性質及び数量の評価が行われる。

番号	知的財産権に関する評価項目	点数
1	技術の進歩性の程度	≦8
2	主な製品（サービス）における技術上の核心的な役割	≦8
3	知的財産権の数量	≦8
4	知的財産権の取得方法	≦6
5	（参考条件として、多くても2点加算する） 企業の国家標準、業界標準、検査測定方法、技術規格の制定 に参加する状況	≦2

(1) 技術の進歩性の程度

- ① 高い（7~8点）
- ② 比較的高い（5~6点）
- ③ 普通（3~4点）
- ④ 比較的低い（1~2点）
- ⑤ ない（0点）

(2) 主な製品（サービス）における技術上の核心的な役割

- ① 大きい（7~8点）
- ② 比較的大きい（5~6点）
- ③ 普通（3~4点）
- ④ 比較的小さい（1~2点）
- ⑤ ない（0点）

(3) 知的財産権の数量

- ① 1及びそれ以上（I類）（7~8点）

- ② 5 及びそれ以上 (Ⅱ類) (5~6 点)
- ③ 3~4 (Ⅱ類) (3~4 点)
- ④ 1~2 (Ⅱ類) (1~2 点)
- ⑤ 0 (0 点)

(4) 知的財産権の取得方法

- ① 自主研究開発がある (1~6 点)
- ② 譲受、受贈、合併しかない (1~3 点)

(5) 企業の国家標準、業界標準、検査測定方法、技術規格の制定に参加する状況 (この項目は加点項目であり、加点後「知的財産」の総得点は 30 点を超えないものとする。)

- ① ある (1~2 点)
- ② ない (0 点)

注①ハイテク企業認定においては、企業の知的財産権を二つの分類に分けて評価する手法を採用している。すなわち、発明特許 (国防特許を含む)、植物新品種、国家級農作物品種、国家新薬、国家 1 級漢方薬保護品種、集積回路配置専有権等を I 類とし、実用新案、意匠、ソフトウェア著作権等 (商標を含まず) を II 類とする。

注②ハイテク企業の認定申請における、II 類の知的財産権の使用は、一度に限られる。すなわち、ある企業の認定申請において使用された II 類の知的財産権については、当該企業がハイテク企業と認定された場合、二度と他の認定申請又は認定更新に使用することができなくなる。

注③知的財産権に複数の権利者が存在する場合であっても、当該知的財産権をハイテク企業の認定申請に使用することができるのは、権利者のいずれか一人の 1 回に限られる。

注④認定申請時の特許等の有効性は、企業が認定を申請する前に登録証書又は登録通知書を受領し、特許料納付領収書を提供することによって証明する。

2. 科学技術成果の転化能力 (≦30 点)

科学技術成果の転化とは、生産能力の向上、新しい製品・工程・材料の発見、新しい産業の促進を目的として、既存の科学技術成果に基づき、更なる試験、開発、応用、普及を行う活動を指す。

科学技術成果の転化方法には、自らの投資と実施、科学技術成果の譲受、科学技術成果の実施許諾、科学技術成果を協業条件とする共同実施、科学技術成果を投資とし、株又は出資率に換算する方法及びその他の交渉によって決まった方法が含まれる。

技術の専門家によって、企業の実施する科学技術成果の転化の全体的な状況及び直近3年間で実施した科学技術成果の転化の件数から算出した、1年あたりの平均件数について、総合的に評価を行う。一つの科学技術成果であって、国内外で転化されたり、複数の製品、サービス、工程、見本、試作機等に転化されたりする場合、1件と計上する。

- ① 転化能力が強い、 ≥ 5 件 (25~30 点)
- ② 転化能力が比較的強い、 ≥ 4 件 (19~24 点)
- ③ 転化能力が普通、 ≥ 3 件 (13~18 点)
- ④ 転化能力が比較的弱い、 ≥ 2 件 (7~12 点)
- ⑤ 転化能力が弱い、 ≥ 1 件 (1~6 点)
- ⑥ 転化能力なし、0 件 (0 点)

3. 研究開発の運営管理水準 (≤ 20 点)

技術の専門家が、企業の研究開発及び技術イノベーションの運営管理の全体的な状況について、以下の項目を踏まえて、総合的に点数の評価を行う。

- ① 企業の研究開発の運営管理制度を制定し、研究開発投入の会計監査体制を整え、研究開発費用の特別帳簿を作成すること、(≤ 6 点)
- ② 内部の科学技術研究開発機構を設立し、それなりの科学研究の環境を備え、国内外の研究開発機構と多様な企業・大学・研究所協業を展開すること、(≤ 6 点)
- ③ 科学技術成果転化の運営実施と激励奨励の制度を制定し、開放的なイノベーション起業プラットフォームを設立すること、(≤ 4 点)
- ④ 科学技術者の育成研修、従業員の技術能力の研修、優秀な人材の誘致及び人材業績の評価奨励の制度を制定すること。(≤ 4 点)

4. 企業の成長性 (≤ 20 点)

財務の専門家が、企業の純資産増加率、売上増加率等の項目を選び、企業の成長性について評価を実施する。企業の実際の経営期間が3年未満の場合、実際の経営期間で計算する。計算方法は以下のとおりである。

① 純資産増加率

$$\text{純資産増加率} = 1/2 \times (\text{2年目年度末純資産} \div \text{1年目年度末純資産} + \text{3年目年度末純資産} \div \text{2年目年度末純資産}) - 1$$

$$\text{純資産} = \text{資産総額} - \text{負債総額}$$

資産総額、負債総額は、資格のある仲介機構の監査を経た企業会計年報の数字を基準とする。

② 売上増加率

$$\text{売上増加率} = 1/2 \times (\text{2年目売上額} \div \text{1年目売上額} + \text{3年目売上額} \div \text{2年目売上額}) - 1$$

企業の純資産増加率又は売上増加率がマイナスの場合、0で計算する。1年目の年度末における純資産又は売上が0の場合、2年目と3年目で計算する。2年目の年度末における純資産又は売上が0の場合、0で計算する。

上述した2つの項目について、下記の評価ランク（ABCDEF）に照らして、得点を付与し、2つの項目の得点を合計して、企業の成長性の総合得点とする。

成長性の 総合得点	点数の 配分	点数					
		≥35%	≥25%	≥15%	≥5%	>0	≤0
≤20点	純資産増加 率点数配分 ≤10点	A	B	C	D	E	F
	売上増加率 点数配分 ≤10点	9~10点	7~8点	5~6点	3~4点	1~2点	0点

三、ハイテク企業認定の全体的指針及び策略

1. 知的財産権及び財務

ハイテク企業認定の4つの評価基準のうち、知的財産権と財務の2つの項目は、申請前に比較的得点を予測でき、企業が対策をとってそれぞれの得点を引き上げることができるものである。

知的財産権に関しては、取得方法によって、点数評価が異なる。

ハイテク企業認定の制度が、企業の自主研究開発の促進、自主知的財産権の増加を目的としており、自主研究開発した特許権・実用新案権・意匠権は、最も評価される。

譲渡によって取得される特許権・実用新案権・意匠権の評価は、質の程度や外国企業が所有するものか、中国企業が所有するものかを問わず、自主研究開発した知的財産権より低くなる。その意味で、他者の知的財産権を購入する意義は限定的であると考えられ、ハイテク企業の認定のために中国企業が先進国企業の所有する中国知的財産権を購入するといった話も聞くに及ばないところである。なお、実施許諾を得たにすぎない特許権・実用新案権・

意匠権については、審査評価の対象外となっている。

ハイテク企業認定における知的財産権の審査は厳しくなっているが、基本特許のみに対象が限定されているわけではない。審査段階では、基本特許・改良特許に対する評価に若干のばらつきがあり、基本特許の点数が高かったり、改良特許の点数が低かったりすることもあるが、基本特許がないことだけを理由にハイテク企業の認定が失敗に終わったことはない。専門家は、特許権・実用新案権・意匠権の数、自主研究開発によるか否か、技術的に進歩性があるか否か、製品化との関連性等の視点から審査を行う。評価が低くなれば、獲得できる点数も低くなる。

財務に関しては、売上額が決まっていることから、純資産について検討する必要がある。純資産については、企業が年度末の増資により資本金を増やし、純資産額を引き上げることで、評価を上げることが期待できる。ただし、規模の大きな企業にとっては、操作可能性は低く、この方法は現実的ではない点に留意が必要である。

2. 成果の転化及び運営管理体系

ハイテク企業認定申請の指針及び戦略として、申請者たる企業は、科学技術成果の転化及び研究開発の運営管理水準の2つの項目の申請書類に重きを置くべきである。

この2つの項目の書類をしっかりと用意できれば、大きな効果を期待できる。財務得点が0点にもかかわらず、順調にハイテク企業認定をされた企業も少なくない。

申請担当者がハイテク企業認定の申請書類を準備する時、上述した2つの項目の重要性に対する認識が不十分であると、準備した申請書類の競争力が欠け、2つの項目において貴重な点数を失うことになる。

この2つの項目について満点を取れるようにすることは、ハイテク企業認定申請の重要な戦略であり、企業が採るべき指針でもある。企業の申請担当者は、この2つの項目の重要性を十分に認識し、その内容の改善に多くの時間と労力を費やすべきである。

四、ハイテク企業認定の評価審査の核心的要素

1. 電子申請書類の形式完成度

電子申請フォームに記入する文字の形式が正確で美しく整っているだけでなく、関連する添付書類も正確で美しく整っている必要がある。このような観点から、申請手続において、携帯電話で添付書類の写真を撮ってアップロードするようなことは厳に避けるべきである。添付書類を準備する際、業務用スキャナーで書類をスキャンして、添付書類の美し

さと統一性を追求することが重要である。評価審査者が書類を審査する際、添付書類が正確で美しく整っているかといった、一見細かい点からも、その企業の全体的な状況を判断される可能性があることに留意するべきである。

上述した申請書類に関する提言は、ただ危機感を煽り立てるものではなく、評価審査がどんどん厳しくなっている現状において、電子申請書類に対して従来の認識を改める必要があるという意識に基づくものである。具体的には、申請書類に添付する PDF については、ページのサイズ（例えば、A4）を統一することが好ましく、ページのサイズが異なる場合には、同じサイズになるよう調整をする必要がある。また、評価審査専門家がファイルをダウンロードした際に、すべてのページが正面を向くように、ページの向きを調整しておく必要がある。

2. 研究開発費用の審査

研究開発費用については、一票否決制が採られている。したがって、ハイテク企業の認定を行う際、研究開発費用が比率の要求を満たしていない場合、それだけで否決される。

評価審査専門家は、企業の研究開発費用を審査する際、プロジェクトにおける技術の進歩性、プロジェクトの実施決定が重複しているか否か、プロジェクト実施決定書の信憑性、研究開発者の賃金、研究開発の特別帳簿、加算控除等について審査を行う。

したがって、企業は、日常管理において、できるだけ合理的に研究開発を行い、その費用を集計し、加算控除を行って、税金の集計清算納付、年度会計監査報告書に研究開発費用を反映させる必要がある。

3. ハイテク製品（サービス）と知的財産権の関連性及びその進歩性

作業手引は、「企業が技術的に核心的な役割を果たす知的財産権の所有権を有し、且つその収入の合計が当該企業の同時期のハイテク製品（サービス）の収入の 50%を超える製品（サービス）」と規定している。これが最新の作業手引で追加された新規の要件であり、これを看過する申請担当者は、少なくない。

実務上、ハイテク製品（サービス）、できれば、すべての製品（サービス）の収入を知的財産権に関連付けること（申請プラットフォームにおいて、必ずハイテク製品を知的財産権に関連付けること）が重要であると考えられている。評価審査専門家がこの規定を根拠に厳格に審査をした場合、一票否決のリスクに直面する可能性が高い項目であり、注意すべきものといえる。

また、ハイテク製品（サービス）の進歩性を証明するためには、特定対象に対する第三者による検証測定報告書を提出することがベストである。製品（サービス）の規格が業界をリ

ードするものであることが、権威のある第三者が作成した検証測定報告書によって証明されれば、進歩性の証明についての説得力を増すことができる。

さらに、企業のハイテク製品に対する一票否決のリスクを低減させるためには、広東省ハイテク企業協会による「ハイテク製品」の認定を受けることも有用である。広東省ハイテク企業協会は、広東省科学技術庁の許可を得て、2014年から、「ハイテク製品」の認定を行ってきた。当該機関により、「ハイテク製品」と認定されることは、当該製品の技術性が評価されていることの証明となるものであり、ハイテク企業の認定において、前述の検証測定報告書よりも更に説得力があると考えられている。

4. 研究開発者の学歴と職業資格の重要性

最新の管理弁法の規定によれば、ハイテク企業における科学技術者の人数は、当該企業の従業員の合計人数の10%に達する必要がある。他方、科学技術者の学歴については、何ら言及されていないが、実務上、科学技術者の学歴の程度にも一定の重要度が置かれていると考えられている。すなわち、評価審査専門家は、企業の科学技術者の学歴が短大以上か否かを重視する傾向があり、よりよい評価を得るためには、申請書類とともに、研究開発者の学歴証書及び職業資格証書をアップロードすることが有効であると考えられている。

5. 研究開発プロジェクトの合理性

ここでいう研究開発プロジェクトの合理性とは、研究開発プロジェクト名称の合理性と研究開発費用の合理性を指す。

実務上、名称中に「応用(应用)、産業化(产业化)、アップグレード(升级)、改造(改造)」等の文字を使用した研究開発プロジェクトについては、否決されやすい傾向があり、このような文字を使用することについては、注意が必要であると考えられている。

研究開発費用の合理性については、企業が実際に発生した費用を正確に集計し、それに業界の状況を踏まえて、研究開発プロジェクトに見合った研究開発費用の構成を記載しなければならない。例えば、ソフトウェア業界の研究開発プロジェクトであれば、人件費が非常に高くなる一方、原材料の割合については非常に少ない、又は全くない場合も想定される。それに対して、製品設計型の研究開発プロジェクトの場合、原材料の割合を非常に少なくすると、不合理になる。

したがって、研究開発プロジェクトの命名及び研究開発費用の集計方法については、正確かつ、具体的なものとする必要がある。

五、ハイテク企業の4つの項目の改善

ハイテク企業認定の核心的な指針は、知的財産権、財務成長性、科学技術成果の転化及び研究開発の運営管理水準の4つの項目に対して、重点的に改善を行うことであり、その他の内容に関しては、申請書類の作成要項に従って準備すれば足りる。

1. 知的財産権

知的財産権の審査は、特許・実用新案・意匠の類型及び件数のほか、知的財産権と企業の主となる業務との関連性、知的財産権の技術的進歩性にも、重点が置かれている。

まず、強調しておきたいのは、ハイテク企業認定を申請し、認定を受けた企業は、認定時に使用したⅡ類の知的財産権とされる実用新案権とソフトウェア著作権をハイテク企業認定の更新に使用してはならないという点である。現在、ハイテク企業の認定申請プラットフォームでは、従来のデータとの比較が行われ、問題のある企業に対して問い合わせを確認し、ハイテク企業認定の申請資格が取り消されるリスクもある。

そして、知的財産権の関連性については、既存文書を転用せずに、企業の知的財産権の核心的な技術と主たる業務との真の関連性を示さなければならない。この作業は、仲介機構又は申請担当者が単独で対応すべきものではなく、申請担当者等と研究開発部門責任者などが共同で完成させるべきものであって、知的財産権項目の点数評価に関係するものである。

知的財産権の進歩性については、論理的にまとめて、他の技術との比較も行う必要がある。進歩性を示すために、当該企業の前の技術と比較してもいいし、競合相手の技術と比較してもいい。

2. 財務成長性

年度会計監査報告書におけるデータの一貫性を保つ必要がある。具体的には、会計監査報告書における、前年度末のデータと、次年度の年頭データを一致させるといったことが例として挙げられる。また、年度会計監査報告書、研究開発特別会計監査報告書及び企業所得税納税申告書における研究開発費用の一貫性を保つ必要もある。さらに、ハイテク製品に関する特別会計監査報告書においても、企業の収入総額について監査説明を行い、課税収入と非課税収入のそれぞれについて明確に説明する必要がある。

3. 科学技術成果転化の改善

科学技術成果の転化は、既に販売されている製品に限らず、製品の加工工程、重要部品の

加工工程、特殊設備の組立工程、製品に係る設計サービス、設計サービスの企画書、コンサルティングサービスの企画書も、科学技術成果の転化とすることができる。

実務者の経験上、科学技術成果の転化については、具体的な製品、特に同じ種類の製品に限ることで否決となる傾向が強まると考えており、可能な限り、異なる種類の製品に転化することを推奨する。

科学技術成果の転化が比較的少ない場合、企業の技術者が様々な方向から成果の転化を掘り起こす必要がある。企業の状況によっては、成果の転化件数を基準値以上に引き上げ、この項目の点数を28点まで取ることも可能である。成果の転化は、研究開発プロジェクトと関係してもいいし、関係しなくてもいい。それに、科学技術成果転化の関連資料は、できるだけ多く集めて、成果の転化に係る契約書、領収書、設計図面、設計企画書、説明書、取扱マニュアル、ノウハウ、検証測定報告書、検査報告書、新規性調査報告書などの資料をすべて揃える。関連資料が比較的少ない場合、企業は関連する技術資料をできるだけ掘り起こすよう努める必要がある。それと同時に、科学技術成果転化の命名の重要性を特に認識すべきである。科学技術成果転化の名称は、契約書や領収書の名称と一致しなくてもいいが、科学技術成果転化の核心的な技術特徴を示すべきである。実務上、「効率（高效）」、「省エネ（节能）」、「インテリジェント（智能）」、「環境にやさしい（环保）」等を入れることが好ましいとされており、そういった文言を取り入れるのも有効であると考えられている。

4. 研究開発の運営管理水準の改善

研究開発の運営管理水準については、対象を明確にして改善を行うことができる。この項目について、できる限り20点満点を取ることが重要である。財務項目の点数がおおよそ決まってしまう状況において、申請担当者その他の関係者は、この項目の重要性を十分に認識する必要がある。研究開発の運営管理水準を証明する材料のすべてが企業によって提供されるものであることからすれば、これらに関する制度の整備が十分になされている企業については、この項目について満点を取ることも可能である。研究開発の運営管理水準に関する資料は、研究開発体制全体に関するもので、各制度がそれぞれ個別に存在してはならず、諸制度の一体性と一貫性を示す必要があり、以下の点を注意すべきである。

- ① すべての研究開発制度の文書方式を統一すること、
- ② 研究開発機構に関する組織構成図を提供すること、
- ③ 研究開発機構に主な責任者がおり、当該責任者が企業の正式文書により任命されること、
- ④ 研究開発設備等の固定資産の管理については、完全な管理制度が整備されていること、

- ⑤ 無形資産（商標、特許・実用新案・ソフトウェア著作権を含む）については、関連する無形資産管理制度が完備されていること、
- ⑥ アップロードする書類に、多くの写真を取り入れること（写真は、企業の全体的な実力を示す最も重要な資料であり、企業の申請書類全体の質を高める要でもある）、
- ⑦ アップロードする研究開発の運営管理水準に関する書類は、正確で、美しく整っているものであること。

運営管理水準の証明書類に関し、特に重要と思われる点について以下の通り提言する。

- ① 研究開発の運営管理水準の部分に関しては、企業・大学・研究所共同研究開発合意書、実習生の実習センター合意書又は研修センター合意書を提出すること（企業・大学・研究所共同研究開発合意書に、具体的な研究開発プロジェクトを示す必要があり、単なる共同研究開発枠組みの合意書が企業・大学・研究所共同研究開発合意書にならない。大学と合意書を交わす現場の写真があれば、できるだけ提供する）、
- ② 企業内部におけるイノベーション起業に関しては、新しい企業、スタジオを設立する証明書類、新製品を開発する従業員を激励する証明書類、インターネットを通じて行われた販売・宣伝の証明資料（ホームページのスクリーンショット、賞状又はトロフィーなども可）を提出すること、
- ③ 企業の一般従業員に対する研修計画表、研修書類、研修出欠表及び研修写真、企業の研究開発者又は責任者の出席した研修（内部研修又は外部研修）の研修計画表、研修書類、研修証書及び研修写真等を提出すること、
- ④ 企業が、研究開発者のイノベーション成果に対して、金銭奨励（金銭給付の領収書又は賞状）又は名誉奨励を行った証明書類を提出すること、
- ⑤ 企業の展示会に出展する写真、国内外の展示会に参加するすべての写真を提出すること、
- ⑥ 企業で行われた研究開発者の業績に対する審査証明書類、業績に対する評価書類及び賞罰書類などを提出すること。

六、ハイテク企業の取消事由及び提言

1. ハイテク企業の取消事由

ハイテク企業の認定がなされた後、企業の品質事故又は違法行為があった場合には、ハイテク企業の資格が取り消される。取消事由は、主に以下のとおりである。

(1) 財務ミス

- ① ハイテク企業の認定を申請した際、利用した会計監査機構の資格が欠けていた場合、
- ② 企業の財務状況を捏造し、会計監査データを偽った場合、
- ③ 企業が架空伝票を発行したか、伝票を発行していない疑いがある場合、
- ④ 研究開発費用が要件を満たさない場合、
- ⑤ 脱税した場合。

(2) 安全事故

- ① 重大な環境違法行為があった場合、
- ② 社会に重大な危害を及ぼす製品安全問題が発生した場合。

(3) 年報

- ① ハイテク企業認定がされた後、関連規定に従わずに、年報その他のデータを提出しなかった場合（ハイテク企業に認定されてから、3年間の資格期間内に、計2回、年度発展状況報告書を提出しなかった場合、ハイテク企業の資格が取り消される旨が管理弁法に規定されている）、
- ② 企業の関連年報や統計データにおいて、研究開発費用を0と記入し、又は、研究開発の比率が基準値に達しておらず、或いは、ハイテク製品の比率が基準値に達していなかった場合。

(4) 知的財産権

過去、ハイテク企業認定の申請に使用された知的財産権を、再び申請に使用した場合。すなわち、他の企業がその権利を既にハイテク企業認定の申請に使用したにもかかわらず、知的財産権の数を揃えるために譲り受け、それを申請に再度使用したような場合。

(5) 企業の経営状況の変化

企業の名称が変更されたか、認定要件に重大な変化（企業の分割、合併、再編及び経営業務の変化等）が生じた場合、3ヵ月以内に、認定機構に報告し、審査を受ける必要がある。審査の結果、認定要件を満たすと判断されれば、ハイテク企業の資格は継続することとなり、認定証書が再発行され、証書番号及び有効期間も変わらない。一方、認定要件を満たさないと判断された場合には、ハイテク企業の資格が取り消されることとなる。

2. ハイテク企業のメンテナンス

(1) 財務

会計監査事務所の資質を確認し、毎年の研究開発費用の加算控除登記を行い、かつ、研究開発費用の特別帳簿（又は補助帳簿）をしっかりと準備し、正規の経営を行い、捏造、脱税をしない。

(2) 安全

日常的に製造及び販売製品の品質管理を行い、重大な安全及び環境事故の発生を避ける。

(3) 年報統計

ハイテク企業資格の有効期間内に、政府部門の要求に従い、時間通りに関連年報統計（データの秘密を守り、公開しない）を提出する。それに、関連データがハイテク企業認定の比率要件（例えば、研究開発費用、研究開発者、ハイテク製品の比率等）を満たさなければならない。

(4) 知的財産権

特許権・実用新案権・意匠権を譲り受ける前に、譲渡する企業がその権利をハイテク企業の認定に使用したか否かを確認しなければならない。既に使用されている場合、譲り受けた企業は、ハイテク企業認定の申請に当該知的財産権を使用することができない。

毎年新しい知的財産権の出願を行って、企業の研究開発の継続性と安定性を証明する。

(5) 企業経営状態の変化

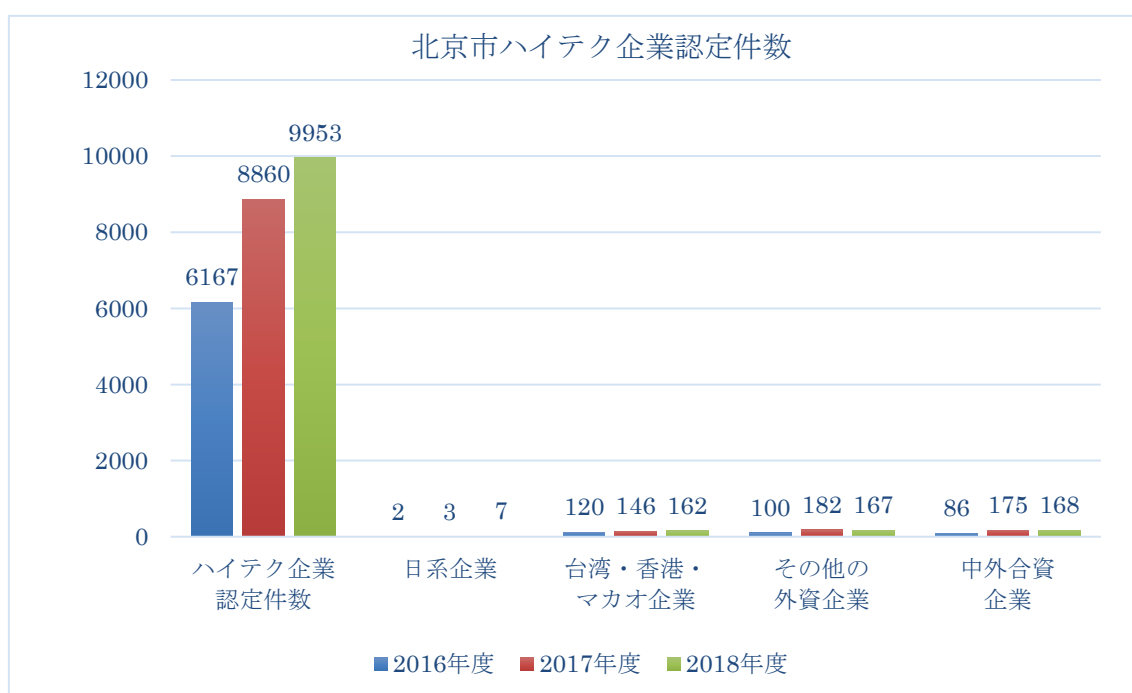
企業は、名称、経営状態の変更、移転等の事情がある場合、迅速に変更手続きを行わなければならない。

七、外資企業のハイテク企業認定に関する分析及び事例

1. 北京市、広東省、上海市等の地域におけるハイテク企業認定件数

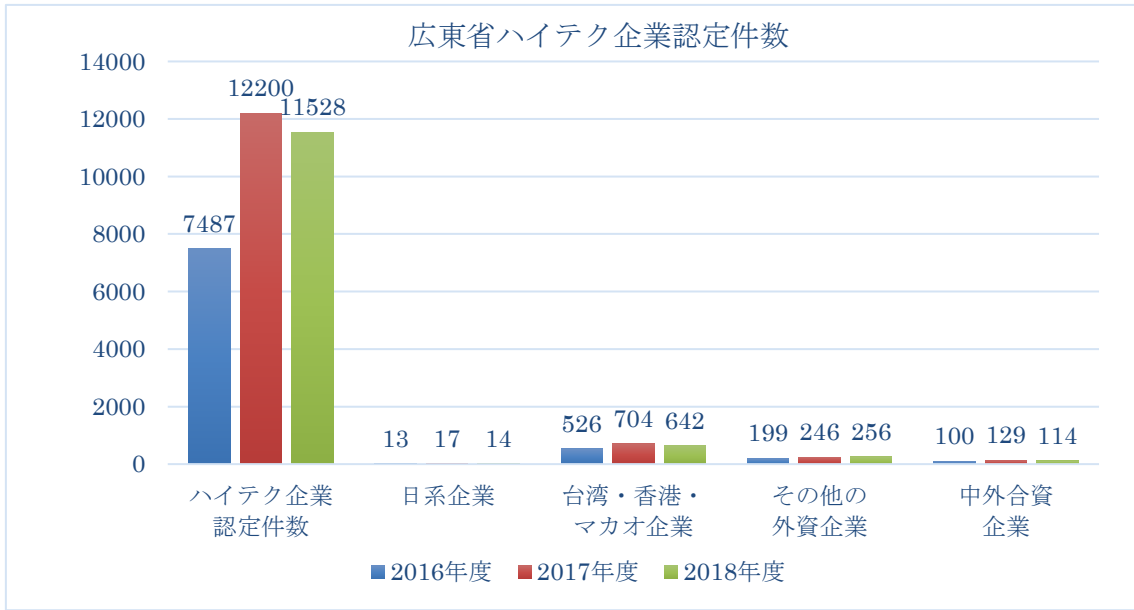
(1) 北京市 (2016~2018 年度)

年度	ハイテク企業 認定件数	日系企業	台湾・香港・ マカオ企業	その他の 外資企業	中外合資 企業
2016 年度	6167	2	120	100	86
2017 年度	8860	3	146	182	175
2018 年度	9953	7	162	167	168



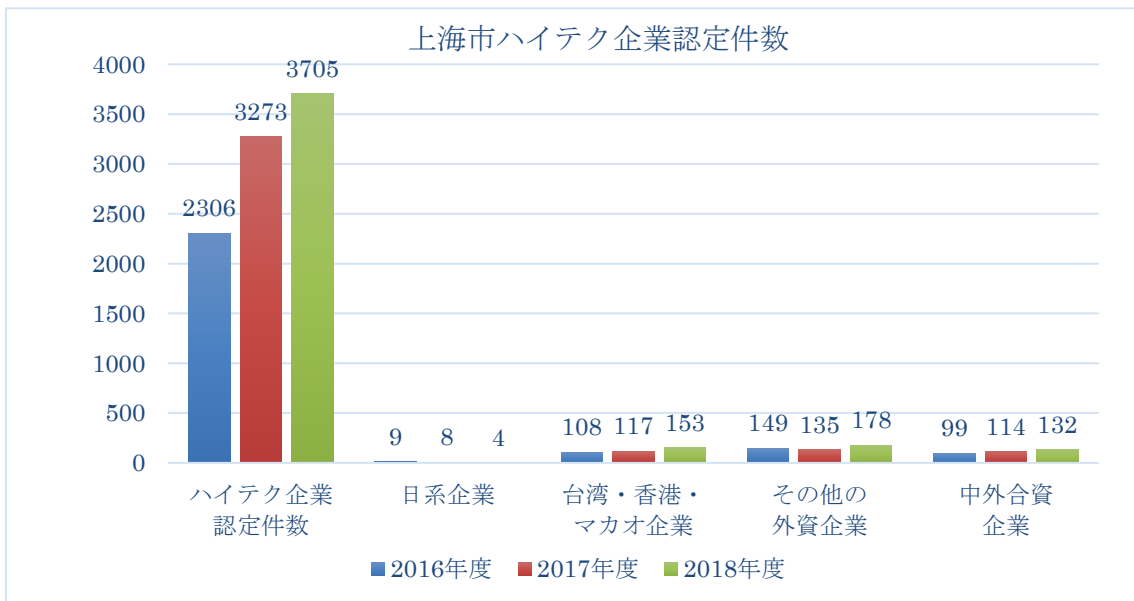
(2) 広東省 (2016~2018 年度)

年度	ハイテク企業 認定件数	日系企業	台湾・香港・ マカオ企業	その他の 外資企業	中外合資 企業
2016 年度	7487	13	526	199	100
2017 年度	12200	17	704	246	129
2018 年度	11528	14	642	256	114



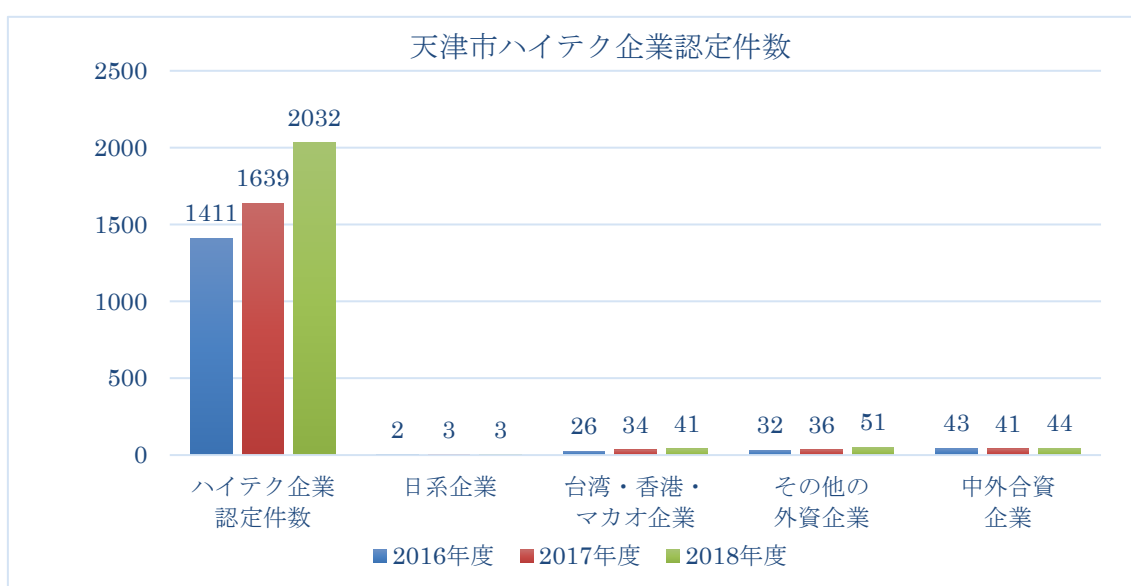
(3) 上海市 (2016~2018 年度)

年度	ハイテク企業認定件数	日系企業	台湾・香港・マカオ企業	その他の外資企業	中外合資企業
2016年度	2306	9	108	149	99
2017年度	3273	8	117	135	114
2018年度	3705	4	153	178	132



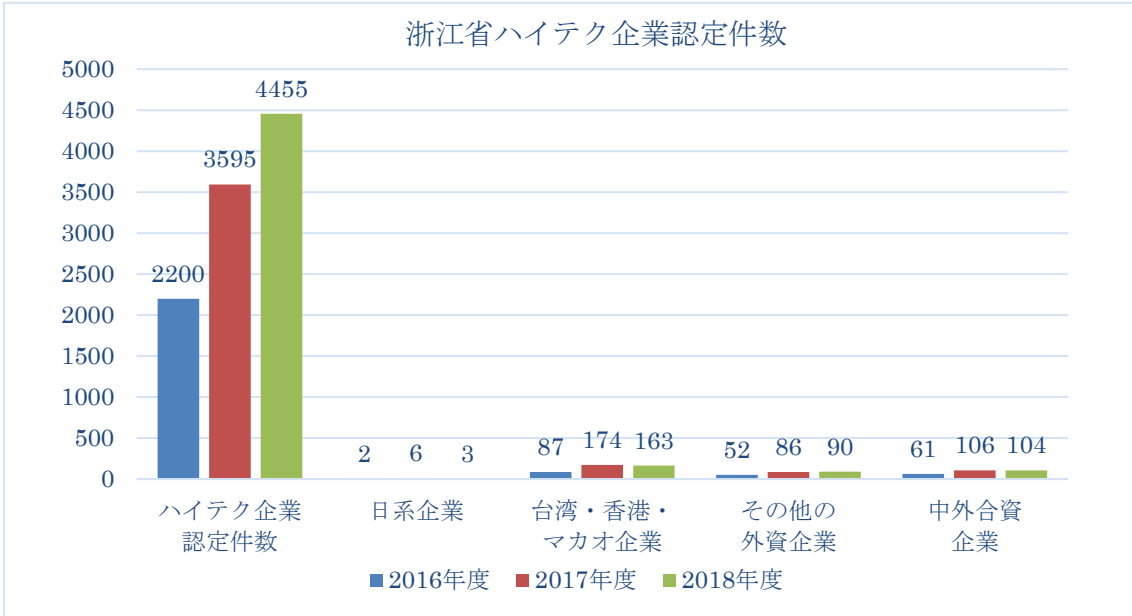
(4) 天津市 (2016~2018 年度)

年度	ハイテク企業 認定件数	日系企業	台湾・香港・ マカオ企業	その他の 外資企業	中外合資 企業
2016 年度	1411	2	26	32	43
2017 年度	1639	3	34	36	41
2018 年度	2032	3	41	51	44



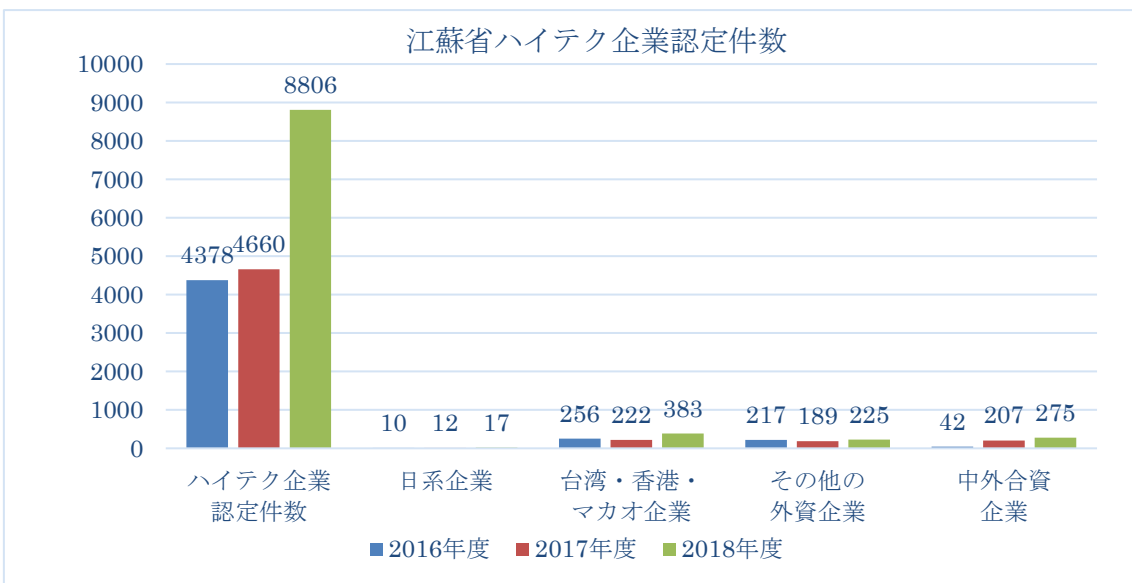
(5) 浙江省 (2016~2018 年度)

年度	ハイテク企業 認定件数	日系企業	台湾・香港・ マカオ企業	その他の 外資企業	中外合資 企業
2016 年度	2200	2	87	52	61
2017 年度	3595	6	174	86	106
2018 年度	4455	3	163	90	104



(6) 江蘇省 (2016~2018 年度)

年度	ハイテク企業認定件数	日系企業	台湾・香港・マカオ企業	その他の外資企業	中外合資企業
2016年度	4378	10	256	217	42
2017年度	4660	12	222	189	207
2018年度	8806	17	383	225	275



2. 外資企業のハイテク企業認定に関する総合的な分析

(1) 外資企業のハイテク企業認定の難易度に関する分析

中国に進出している外資企業に関しては、以下のような問題があり、ハイテク企業認定を受けることが必ずしも容易ではない状況がある。

① 知的財産権の権利者の所在地が外国におかれていること

関連知的財産権の所有者たる企業の所在地が中国国内に設定されておらず、中国国内にある外資企業は、国内の知的財産権を所有していないこととなり、ハイテク企業の認定を申請することができない。

② 研究開発活動が中国国内にないこと

多くの多国籍企業が主な研究開発活動を外国で行い、中国国内にある外資企業が外国に研究開発費用を支払う形で外国から直接に研究開発の成果を取得する。そのような外資企業は、管理弁法が定める、60%の研究開発費用が中国国内で生じるという要件を満たすことができず、ハイテク企業認定の申請資格を取得することができない。

③ 中国国内での研究開発を重視しないこと

一部の外資企業の所有する技術が比較的優れて、中国国内の同業者を遥かにリードしているものもあって、中国国内で研究開発していく必要性を見いだせない。それに、研究開発の成果が盗まれることを心配して、中国国内において研究開発をする意欲がない。

④ 科学技術者の比率が要件を満たさないこと

管理弁法には、科学技術者の人数が従業員の人数合計の10%以上を占めなければならないと規定している。多くの大手外資企業は、製造型企業であって、普通の労働者の人数が多く、科学技術者人数と従業員人数合計との比率が要件を満たせず、ハイテク企業認定の申請資格を取得することができない。

⑤ 研究開発の運営管理制度が要件を満たさないこと

多くの外資企業は、体系的に研究開発計画を立てず、管理制度の多くが人事総務、管理、生産等に偏っており、研究開発部門の運営、企業・大学・研究所による共同研究開発、知的財産権の奨励、人材の育成等に関する管理制度が欠如している。

⑥ 科学技術成果の転化が足りないこと

科学技術成果の転化は、研究開発費用の投入、知的財産権、製品販売と大きく関連する。成果を取得しなければ、成果の転化が始まらない。一部の外資企業は、中国国内における研究開発費用の投入が少ないため、中国国内におけるイノベーション能力が欠け、成果の転化率が低い。

(2) 外資企業のハイテク企業認定申請に関する提言

中国においては、中国の発展の流れに溶け込み、自らの行動で中国の科学技術の発展に貢献したと同時に、中国の高速発展によって得た利益を享受し、自身の大きな発展も遂げた外資企業が少なからず存在する。これらの外資企業の中には、ハイテク企業の認定を非常に重視し、ハイテク企業認定を受けることで、関連する税金減免待遇や財政補助金を享受しているところもある。そのような外資企業は、専門的な研究開発センターを設立し、学歴・質の高い研究開発チームを編成し、知的財産権の出願、管理体制の整備、人材の奨励・育成等において、科学技術イノベーションの先端に進んでいる。

他方、ハイテク企業認定申請の意欲があるが、まだ要件を満たせない一部の外資企業に関しては、主に以下のように戦略を立て、改善していくべきである。

① 知的財産権に関する問題を抱え得る企業

知的財産権の自主研究開発及び保護を十分に重視し、自主知的財産権を取得する。知的財産権の譲渡等の方法を通じて中国法律に認められる知的財産権を取得し、ハイテク企業の認定に用いる。

② 主な研究開発活動を中国国内で実施していない企業

国内外の研究開発活動の配分を調整し、中国国内における研究開発の投入を増やし、計画的に研究開発活動を行い、その費用を投入する。

③ 中国における研究開発を重視していない企業

外資企業は、最高責任者から企業全体まで、ハイテク企業の認定を十分に重視し、自社技術の研究開発を通じて、自主知的財産権を取得し、市場を拡大し、持続可能な発展を遂げる。

④ 科学技術者の比率に関する要件を満たしていない企業

科学技術者には、専門職研究開発者と研究開発補助員が含まれる。一般従業員の数が多く、科学技術者の比率に関連した要件を充足できていない外資企業については、専門職研究開発者の人数を増やすほか、品質管理、検査測定等の業務を担当する研究開発補助員を、科学技術者として計上することで、比率を高めることができる。

⑤ 研究開発の運営管理制度に関する要件を満たしていない企業

継続的に、研究開発の運営管理制度、特にプロジェクトの実施決定や、中間目標及び最終成果の管理に関する諸制度を改善するとともに、研究開発投入の会計監査体制を整え、研究開発費用の補助帳簿又は特別帳簿による会計監査を行うように努める。健全な研究開発機構を設立し、機構のハードウェアとソフトウェアを強化し、積極的に企業・大学・研究所による共同研究開発を模索する。自社状況に合う科学技術成果転化の運営実施制度の整備、科学技術成果転化についての奨励体制の強化、オープン

なイノベーション起業プラットフォームの設立等により、従業員のイノベーション・インセンティブを喚起する。科学技術者の育成のため、研修にも送り出し、従業員の技術能力研修を行い、優秀な科学技術人材を招へいし、科学技術人材に対して、イノベーション業績の評価及び奨励を行い、関連制度を制定する。

⑥ 科学技術成果の転化が足りない問題

科学技術成果の転化は、企業の方向転換、グレードアップ、市場競争力の強化に最も直接的、且つ重要な方法である。ハイテク企業の認定を申請する際、主に企業の直近3年間の科学技術成果転化の年間平均値が審査される。正確に、科学技術成果転化の新政策、新要件を把握し、科学技術成果転化の内容及び論理関係を理解する必要がある。整理する時、現在の持つ技術、成果を出発点とし、既に収入のもたされた又はもたらされるであろう技術的製品、サンプル等を到達点とし、両者の相関関係を見つけ出す。証明資料をよく整理し、集計する必要がある。証明資料が多く、説得力があればあるほど、転化の認められる可能性が高くなる。転化の量的要求を満たし、いずれの転化も十分で且つ用意周到な証明資料によって支えられている必要がある。

(3) 知的財産権の取得方法に関する説明

① 知的財産権の取得方法

2016年の最新の管理弁法は、「5年以上の独占的実施許諾の方法によって取得する知的財産権」を取り消した。すなわち、知的財産権は、「自主研究開発、譲受、受贈、合併等の方法」によって取得するしかない。

② 知的財産権の取得件数

知的財産権は、譲渡によって取得することができるが、その権利がハイテク企業認定の申請に使用されたことのないことを確認する必要がある。但し、企業は、完全に知的財産権の譲渡に頼ってはならない。独自に研究開発を行い、自主知的財産権を取得することがベストである。自主知的財産権では、数が足りない場合、補助的に譲渡で権利を取得する。完全に譲渡知的財産権でハイテク企業の認定を申請する企業は、知的財産権の点数が高くないだけでなく、その他の研究開発、成果の転化、ハイテク製品等の部分にも、自主知的財産権のないことによって、大きな影響を及ぼす。

3. 外資企業の知的財産権に関する分析

中資企業、外資企業を問わず、ハイテク企業の認定に係る評価・判断基準は同一である。

ハイテク企業の認定において、知的財産権は、重要な役割を果たしており、研究開発プロジェクトの実施決定、成果の転化、ハイテク製品と切っても切り離せない関係にある。

ハイテク企業の認定を申請する際、多様な知的財産権を使用することができる。業種が異なれば、使用される知的財産権も異なる。ソフトウェア・情報分野においては、ソフトウェア著作権がメインとなる。電子・電気分野においては、電子回路配置図又は特許・実用新案・意匠がメインとなる。製造業においては、特許・実用新案・意匠がメインとなる。農業においては、植物新品種がメインとなる。業種によって、企業に最適な知的財産権を選択し、ハイテク企業の認定を申請する。ハイテク企業認定の申請に使用される知的財産権は、すべて発明特許でもいいし、すべて実用新案でもいいし、すべてソフトウェア著作権でもいいし、各種類の組み合わせでもいい。ハイテク企業の認定は、知的財産権の種類について制限がない。企業の研究開発によって真に得た知的財産権であれば、証明材料としてハイテク企業認定の申請に使用することができる。

数量に関しては、知的財産権があれば、ハイテク企業の認定を申請することができる。但し、企業の得点は、その知的財産権の質と量に左右される。

4. 事例 1：電子部品メーカー（日系企業）

(1) 企業の概要

1995年に設立し、主にコンデンサーの研究開発、製造、販売を営み、主力製品が、車用コンデンサー、機器用コンデンサー、汎用コンデンサーである。

(2) 企業の属するハイテク企業の方野

この企業の属する分野は、先進製造及び自動化→先進製造工程及び設備→知能設備の駆動コントロール技術であった。

(3) 企業のハイテク企業の認定状況

2017年、ハイテク企業の認定を申請する時、企業の3つの項目の状況は、以下の通りであった。

① 知的財産権

9件の実用新案権を所有し、そのうちの7件が製品の核心的な技術に関するもので、ほかの2件が製品の製造関連設備に関するものであった。

② 科学技術成果の転化能力

2014年~2016年の間に、技術部門が31件の研究開発を行い、そのうちの21件が製品の構造、材料、性能、工程に関するもので、ほかの10件が製造関連設備に関するものであった。科学技術成果の転化は、30件あり、そのうち、新製品が12件、新設備が10件、新技術が8件あった。

③ 研究開発の運営管理水準

研究開発プロジェクトの管理制度、研究開発費用の投入及び会計監査管理規則、企業の研究開発準備金制度、研究開発機構の設立関連書類、研究開発機器リスト及び写真、試験場写真、企業・大学・研究所の共同研究開発の管理規則、科学技術成果の転化及び応用の管理規則、科学技術成果の奨励規則、専門職技術者の派遣研修及び研修の管理規則、人材誘致の管理規則、研究開発者の業績評価制度、制度の実施に関する書類を提出した。

(4) ハイテク企業認定の申請理由（目的）

ハイテク企業の認定が受かったら、ハイテク企業の資格を得て、企業の競争力を強化することができる。それに、税金減免の優遇政策を享受して、企業のコストを削減することができる。

(5) ハイテク企業になったことによって得た費用の使い方

新しい研究開発プロジェクトに用いた。

5. 事例 2：ガス器具メーカー（日系企業）

(1) 企業の概要

1994年に設立し、世界初のカセットコンロ、カセットガスを発明し、製造する企業である。

(2) 企業の属するハイテク企業の分野

この企業の属する分野は、先進製造及び自動化→新型機械→機械の基本部品及び製造技術であった。

(3) 企業のハイテク企業の認定状況

2017年、ハイテク企業の認定を申請する時、企業の3つの項目の状況は、以下の通りであった。

① 知的財産権

16件の実用新案権を所有し、そのうちの15件が製品の核心的な技術に関するもので、ほかの1件が製品の製造関連設備に関するものであった。

② 科学技術成果の転化能力

2014年~2016年の間に、技術部門が24件の研究開発を行い、そのうちの18件が製

品の構造、材料、性能、工程に関するもので、ほかの6件が製造関連設備に関するものであった。科学技術成果の転化は、19件あった。

③ 研究開発の運営管理水準

研究開発プロジェクトの管理制度、研究開発費用の投入及び会計監査管理規則、企業の研究開発準備金制度、研究開発機構の設立関連書類、研究開発機器リスト及び写真、試験場写真、企業・大学・研究所の共同研究開発の管理規則、科学技術成果の転化及び応用の管理規則、科学技術成果の奨励規則、専門職技術者の派遣研修及び研修の管理規則、人材誘致の管理規則、研究開発者の業績評価制度、制度の実施に関する書類を提出した。

(4) ハイテク企業認定の申請理由（目的）

ハイテク企業の認定が受かったら、ハイテク企業の資格を得て、企業の競争力を強化し、企業のブランド力をアップし、科学技術のイノベーション能力を高め、税金減免の優遇政策を享受することができる。

(5) ハイテク企業になったことによって得た費用の使い方

新しい研究開発プロジェクトに用いた。

6. 事例3：電子回路基板メーカー（その他の外資企業）

(1) 企業の概要

1993年に設立し、主力製品が、電子回路基板及び電子電器である。

(2) 企業の属するハイテク企業の分野

この企業の属する分野は、電子情報→新型電子部品→中高級電気機械部品であった。

(3) 企業のハイテク企業の認定状況

2017年、ハイテク企業の認定を申請する時、企業の3つの項目の状況は、以下の通りであった。

① 知的財産権

9件のソフトウェア著作権を所有した。

② 科学技術成果の転化能力

2014年~2016年の間に、技術センターが20件の研究開発を行い、いずれも製品、技術、設備に関するものであった。研究開発費用が売上の3.58%を占めた。科学技術

成果の転化は、20件あり、そのうち、新工程が8件、新設備が12件あった。

③ 研究開発の運営管理水準

研究開発センター設立の決定書、主な研究開発設備リスト及び写真、企業・大学・研究所の共同研究開発の管理規則、共同研究開発合意書及び費用伝票、技術管理人材の招へい・誘致暫定規則、従業員の研修管理制度、研修出欠記録、研究開発者の業績評価及び奨励制度、科学技術成果転化の運営実施奨励制度、研究開発プロジェクト特別奨励通知書、研究開発プロジェクト実施決定の管理制度、研究開発費用の投入及び会計監査管理制度等の管理制度書類及び中間資料を提出した。

(4) ハイテク企業認定の申請理由（目的）

ハイテク企業の認定が受かったら、ハイテク企業の資格を得て、企業の競争力を強化し、科学技術のイノベーション能力を高め、税金減免の優遇政策を享受することができる。

(5) ハイテク企業になったことによって得た費用の使い方

企業の研究開発活動、研究開発関係者の人件費、直接投入費用等に用いた。

7. 事例4：環境技術企業（その他の外資企業）

(1) 企業の概要

2009年に設立し、固体廃棄物処理技術の研究開発、販売、エンジニアリング・サービスを営み、主力製品が、焼却処理システム、煙道ガス処理システム、廃液焼却炉システムである。

(2) 企業の属するハイテク企業の分野

この企業の属する分野は、資源及び環境→固体廃棄物処理及び综合利用技術→危険固体廃棄物処理技術であった。

(3) 企業のハイテク企業の認定状況

2017年、ハイテク企業の認定を申請する時、企業の3つの項目の状況は、以下の通りであった。

① 知的財産権

1件の発明特許権を所有し、製品に関する核心的な技術であった。

② 科学技術成果の転化能力

2014年~2016年の間に、エンジニアリング・センターが18件の研究開発を行い、

いずれも製品の構造及び処理技術に関するものであった。科学技術成果の転化は、18件あり、そのうち、新製品が15件、新工程が3件あった。

③ 研究開発の運営管理水準

研究開発プロジェクト実施決定の運営管理制度、研究開発費用の投入及び会計監査体制、研究開発費用補助帳簿、エンジニアリング・センター設立通知書、エンジニアリング・センター関連制度、企業・大学・研究所の共同研究開発の管理制度、科学技術成果転化の運営実施奨励制度、技術イノベーション賞の設置通知書、科学技術者の育成研修、従業員の技術能力研修、優秀な人材の誘致、人材・業績評価及び奨励制度等の管理制度書類及び中間資料を提出した。

(4) ハイテク企業認定の申請理由（目的）

ハイテク企業の認定が受かったら、ハイテク企業の資格を得て、企業の競争力を強化し、科学技術のイノベーション能力を高め、税金減免の優遇政策を享受することができる。

(5) ハイテク企業になったことによって得た費用の使い方

企業の研究開発活動、研究開発関係者の人件費、直接投入費用等に用いた。

8. 事例5：潤滑油メーカー（その他の外資企業）

(1) 企業の概要

2009年に設立し、良質高級潤滑油の研究開発、生産、販売を営み、製品が自動車及びモーターバイク用油、工業用特殊油、船舶用油等である。

(2) 企業の属するハイテク企業の分野

この企業の属する分野は、新材料→（五）精密及び専用化学品→4.精密化学品の製造及び応用技術であった。

(3) 企業のハイテク企業の認定状況

2017年、ハイテク企業の認定を申請する時、企業の3つの項目の状況は、以下の通りであった。

① 知的財産権

1件の発明特許権、5件の実用新案権、6件のソフトウェア著作権、7件の意匠権を所有した。

② 科学技術成果の転化能力

研究開発を行い、28件の成果を得た。成果の転化は、新製品が14件、新設備が12件、新工程が2件あった。

③ 研究開発の運営管理水準

研究開発プロジェクト実施決定の運営管理制度、研究開発費用の投入及び会計監査体制、研究開発費用補助帳簿、エンジニアリング・センター設立通知書、エンジニアリング・センター関連制度、企業・大学・研究所の共同研究開発の管理制度、科学技術成果転化の運営実施奨励制度、技術イノベーション賞の設置通知書、科学技術者の育成研修、従業員の技術能力研修、優秀な人材の誘致、人材・業績評価及び奨励制度等の管理制度書類及び中間資料を提出した。

(4) ハイテク企業認定の申請理由（目的）

ハイテク企業の認定が受かったら、ハイテク企業の資格を得て、企業の競争力を強化し、ブランド力をアップし、科学技術のイノベーション能力を高め、税金減免の優遇政策を享受することができる。

(5) ハイテク企業になったことによって得た費用の使い方

企業の研究開発活動、研究開発関係者の人件費、直接投入費用等に用いた。

以上

[特許庁委託事業]

知的財産権から見るハイテク企業認定について

2020年3月

禁無断転載

[作成協力]

嘉権専利商標事務所

[発行・編集]

独立行政法人 日本貿易振興機構

北京事務所

知的財産権部